

さ情審査答申第241号  
令和5年5月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和4年12月21日付けで貴職から受けた、「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年9月20日付け市秘秘第449号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、特定団体に関係していた埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 本件は以下の理由で、審査請求人の求める対象文書は、開示されなければならない。
- (2) 本件は、カルト集団である特定団体に関する事案であり、本件対象者等は、このカルト集団に関係を持っていた議員等であり、県議会議員にしろ市議会議員にしろ公人であり、氏名は開示されなければならない。
- (3) 特定団体に付いては、過去に靈感商法等が問題となり、信者に対する過度な献金等で、殺人事件にまで発展しており、そんな団体に一般人ではなく、議員が関係していたと言語道断であり、そういった議員は野放しには出来ない。

こういった議員等は、県政にしる市政にしる特定団体の意向に沿った政治を行う可能性があり、極めて危険である。

よって、有権者等の次回選挙に於ての判断材料になる為、氏名は開示されなくてはならない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和4年9月5日付けで、審査請求人より、「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）」について、行政情報開示請求書が提出された。

秘書課では、開示請求に係る行政情報の名称又は内容に記載されているとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を特定した。また、特定した文書の一部に記載されていた実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると判断し、条例第7条第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件は、カルト集団である特定団体に関する事案であり、本件対象者等は、このカルト集団に関係を持っていた議員等であり、県議会議員にしる市議会議員にしる公人であり、氏名は開示されなければならない。特定団体に付いては、過去に靈感商法等が問題となり、信者に対する過度な献金等で、殺人事件にまで発展しており、そんな団体に一般人ではなく、議員が関係していたとなると言語道断であり、そういった議員は野放しには出来ない。こういった議員等は、県政にしる市政にしる特定団体の意向に沿った政治を行う可能性があり、極めて危険である。よって、有権者等の次回選挙に於ての判断材料になる為、氏名は開示されなくてはならない。」と主張している。

条例第7条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に同条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならないと規定している。

同条第2号は、個人に関する情報の不開示情報の要件について、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号ア～ウに掲げる情報を除く）と規定している。

同号ウは、個人に関する情報の不開示情報から除かれる要件について、当該個人が公務員（国家公務員法及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいい、地方議会の議員など特別職も含む）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものと規定している。

秘書課では、上記1で述べたとおり、「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」、「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」という文書を行政情報として特定した。

条例第7条第2号ウにある「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報である。

本文書にある「Peace Road 2022 in Japan 埼玉」及び「Peace Road 2021 in Japan 埼玉」の実行委員を務め、表敬訪問をお願いすることについては、当該団体のイベントと本市との関わりが一切なく、さいたま市議会議員及び埼玉県議会議員としての地位に基づいて所掌する事務の遂行にあたるものと判断することはできない。すなわち、当該情報は「職務の遂行に係る情報」とはいえず、個人に関する不開示情報から除かれるものではない。

以上より、当該特定文書中の実行委員会の氏名、肩書の一部、連絡先の氏名、肩書、電話番号、メールアドレスについては、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、かつ公務員の者の情報については、その職務の遂行に係る情報とはいえないため、該当部分を不開示とした本件処分は妥当である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年9月4日に開示請求を行った「さいたま市と特定団体に関する行政文書一切（市長・副市長が表敬訪問を受けた関連団体に関する行政文書に限る。）」である。

実施機関は、本件対象行政情報として・「Peace Road 2022 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」・「Peace Road 2021 in Japan 埼玉「表敬訪問」のお願い」を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が不開示とした部分のうち、埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を開示するよう求めるとして審査請求を行った

ものである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 条例は第7条第2号本文の規定において、特定の個人を識別することができるものを、本件審査請求では当該公務員の氏名となるが、開示しなければならない情報から除いている。
- (2) 条例は、第7条第2号ウに、当該個人が公務員（国家公務員（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものは開示しなければならないことを規定している。
- (3) 審査請求人は埼玉実行委員会を構成する埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の肩書が記載されている特定の個人の氏名の開示を求めている。同号ウの規定では公務員の職務の遂行に係る情報であることが同ウに規定する情報が開示される要件である。しかし、本件において開示請求される情報は議員の公務としての職務の遂行に係る情報でなく、それぞれの議員が個人として依頼書に議員としての肩書を記載して提出されたと考えべきで、議員の公務員としての職務の遂行に係る情報とは異なるものである。
- (4) したがって、審査請求人が開示を求める埼玉県議会議員及びさいたま市議会議員の氏名を不開示としたことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 4年12月21日	諮問の受理（諮問第582号）
②	令和 5年 2月16日	審議
③	令和 5年 3月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 5月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)